



平成 28 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 中央自動車工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂田 信一郎
(コード番号 8117 東証第 2 部)
問合せ先 常務取締役総務本部長 藤井 俊和
(TEL 06-6443-5807)

単元株式数の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 4 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

投資家の皆様にとって、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図るとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を最終的に 100 株に統一することが示されている趣旨に鑑み、単元株式数の引き下げを行うものであります。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 28 年 8 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記単元株式数の変更によるものであります。

(2) 変更内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条</p> <p>当会社の 1 単元の株式数は <u>1,000</u> 株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条</p> <p>当会社の 1 単元の株式数は <u>100</u> 株とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第 8 条の変更は、平成 28 年 8 月 1 日よりその効力を生じるものとし、本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

- (4) 効力発生日
平成 28 年 8 月 1 日

以上